

令和6年度
指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（共同生活援助編）

大阪市福祉局障がい者施策部

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

従業者の員数

- 世話人及び生活支援員の配置は事業所全体で必要数を満たしてください。
共同生活住居ごとに支援に不足が生じないか確認する必要があります。
- また、世話人及び生活支援員の配置は夜間の時間帯を除いて必要数を満たしてください。
- 夜間の時間帯は利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から活動開始時刻までを基本とし、各事業所において設定するものですが、少なくとも22時から翌5時を夜間の時間帯に含む必要があります。

個別支援計画における最低限の見直し時期

見直し時期
<u>少なくとも6月に1回以上</u>

非常災害対策

- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）を策定し、従業者に周知してください。
- 非常災害に関する具体的な計画には少なくとも以下の項目を記載してください。
 - 事業所の立地条件（地形等）
 - 災害に関する情報の入手方法（避難情報等の情報の入手方法の確認等）
 - 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
 - 避難を開始する時期、判断基準（避難指示発令時等）
 - 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
 - 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
 - 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
 - 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
 - 関係機関との連携体制
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練を行い、日時や内容等を記録して下さい。
- 訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

利用者負担額等の受領①

- 利用者負担額等は運営規程に定め、その費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者の同意を得る必要があります。

次のような事例が見受けられますので、ご注意ください。

- 入居時に利用者から協力金や一時金などの名目で費用を徴収しているが、費用の使途が不明確で、退去の際の返還額等の取り決めが不適切。
- 利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない。
- 空き居室の家賃を利用者に負担させるなど運営規程に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している。
- 食材料費、光熱水費等の精算が行われていない。

利用者負担額等の受領②



利用者から月ごとに「修繕積立金」を徴収する場合は、次の手続きが必要です。

- ①積立金に関してあらかじめ文書で説明し同意を得ること。
- ②積立金を用いた修繕の対象となる設備の品目等を明確にすること。
- ③積立金を用いた修繕に係る台帳を作成し適正に管理すること。
- ④積立金は、その会計を明確にして、経理を適正に処理すること。
- ⑤利用者に対して一定期間ごとに積立金の会計を報告すること。
- ⑥積立金は、利用者が退去した場合等、必要に応じて精算すること。

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

サービス提供職員欠如減算

- 基準上必要とされる従業者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

※減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

サービス管理責任者欠如減算

- サービス管理責任者は利用者の数に応じ、1人以上配置する必要があります。
- 基準上必要とされるサービス管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



- サービス管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、5月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成してください。
- 個別支援計画作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。
- これらが満たされていない場合、減算を適用する必要があります。



個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月（減算が適用される月）から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

福祉専門職員配置等加算

- 従業者の異動や退職等があった際には、福祉専門職員配置加算の要件を満たしているか確認する必要があります。



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者の人事異動や、退職により、加算の要件である常勤配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合（Ⅰ型は100分の35以上、Ⅱ型は100分の25以上）、常勤換算により常勤配置している従業者の割合（100分の75以上【Ⅲ型】）又は常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合（100分の30以上【Ⅲ型】）を満たせなくなった時は、加算を算定できません。

夜間支援等体制加算①

●＜Ⅲ型以外＞

1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。

（サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。
ただし、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要です。）

●夜間支援についてもサービス提供（支援内容、利用者の状況、特記事項など）を記録する必要があります。

夜間支援等体制加算②



- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付ける必要があります。
※夜間支援の必要性を明確にしてください。
- 加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居における入居者の前年度平均利用者数で算定する必要があります。
※共同生活援助事業所全体の前年度平均利用者数ではありません。

以上で、令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導(共同生活援助編)を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

